

南関東防衛局における専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成 1 9 年 9 月 1 日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局における専決及び代決に関する達

改正 平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日南関東防衛局達第 3 8 号
平成 2 0 年 4 月 1 日南関東防衛局達第 1 0 号
平成 2 1 年 4 月 1 日南関東防衛局達第 3 号
平成 2 3 年 4 月 1 日南関東防衛局達第 6 号
平成 2 3 年 7 月 2 0 日南関東防衛局達第 1 0 号
平成 2 7 年 1 0 月 1 日南関東防衛局達第 3 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日南関東防衛局達第 2 号
平成 2 9 年 9 月 2 9 日南関東防衛局達第 5 号
平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日南関東防衛局達第 5 号
令和 6 年 4 月 1 日南関東防衛局達第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この達は、南関東防衛局における専決及び代決に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この達において「専決」とは、当該事項について権限を有する者の委任に基づき、常に代わって決裁することをいい、「代決」とは、当該事項について権限を有する者が出張、休暇その他の理由により不在の場合、臨時的に代わって決裁することをいう。

(専決事項)

第 3 条 各部長及び労務管理官の専決事項は、別表のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものを除く。

(代決)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行うものとする。

権限を有する者	代 決 者
局長	次長
次長	各部長
各部長	各部長の指定する者

労務管理官	労務対策官
各地方防衛事務所長	地方防衛事務所長の指定する者

2 局長及び次長がともに不在の場合の代決は、当該事項の所掌する部長又は労務管理官が行う。

3 代決を行った者は、当該事項が重要又は異例に属するものであるときは、速やかにその権限を有する者に報告しなければならない。

(代決者の指定の報告)

第5条 前条第1項の規定に基づき、代決者を指定したときは、別記様式により局長に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

(横須賀防衛事務所等における代決の特例)

2 横須賀防衛事務所、座間防衛事務所及び富士防衛事務所においては、地方防衛局の内部組織等に関する訓令附則第7項に規定する事務について第4条第3項及び第4項の規定を適用する。

附 則 (平成19年南関東防衛局達第38号)

この達は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年南関東防衛局達第10号)

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年南関東防衛局達第3号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年南関東防衛局達第6号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年南関東防衛局達第10号)

この達は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 (平成27年南関東防衛局達第3号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年南関東防衛局達第2号)

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年南関東防衛局達第5号)

この達は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年南関東防衛局達第5号)

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和 6 年南関東防衛局達第 7 号）
この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 部長等共通専決事項

専 決 事 項
(1) 調査、統計の作成及び資料の収集、報告に関すること。 (2) 法令、規則及びこれに準ずる通達等の周知に関すること。 (3) 自衛隊に属する航空機への搭乗依頼に関すること。 (4) 通達、通知等又は他の行政機関若しくは防衛省の他の機関（以下「他の行政機関等」という。）からの照会、依頼等に基づき、他の行政機関等に対して行う報告、通知、協議、依頼、回答等に関すること。

2 部長等共通専決事項（調達部長を除く）

専 決 事 項
(1) 工事設計図、仕様書その他設計の根拠を示す書類（予定価格の基礎となる積算価格内訳明細書を除く。）の作成に関すること。

3 総務部長専決事項

専 決 事 項	所掌する課等
(1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第52条第3項の規定による自己点検結果の情報保証統括責任者への報告に関すること。 (2) 防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令（平成15年防衛庁訓令第64号）第6条第2項の規定による保管責任者の指定に関すること。 (3) 防衛省の情報公開に関する訓令（平成13年度防衛庁訓令第39号。以下「情報公開訓令」という。）第20条及び第21条の規定による開示請求者への開示請求に対する意思決定の通知に関すること。 (4) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第10条第2項及び第11条の規定による開示請求者への開示決定等の期限の延長の通知に関すること。 (5) 局内研修の計画及び実施に関すること。 (6) 昇給実施状況の人事教育局長への報告に関すること。 (7) 表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第34条の規定による表彰事実の報告に関すること。	総務課

(8) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の決定に関する事 (9) 防衛施設地方審議会委員の発令に関する事 (10) 諸手当の認定に関する事 (11) 勤務時間管理員の指名通知に関する事 (12) 履歴事項等の照会及び証明に関する事 (13) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第9条及び第12条の規定による健康診断の実施並びに第18条の規定による防衛大臣への報告に関する事 (14) 予防接種等の実施について（防教衛第1795号。7.3.31）第8の規定による防衛大臣への報告に関する事 (15) 自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号）第11条の規定による防衛大臣への報告に関する事 (16) 個人型確定拠出年金に係る事務に関する事 (17) 職員のレクリエーションに係る事務に関する事 (18) 公務災害等に係る補償等の実施及び報告に関する事 (19) 防衛省職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号）に基づく事務に関する事	
(20) 別表第5項第48号から第61号まで及び第77号から第79号までの規定のうち、庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産に関する事 (21) 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「国有財産取扱規則」という。）第40条の規定による管理簿及び整理簿への記録に関する事 (22) 公務員宿舎の貸与及び明渡し等に関する事 (23) 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第341号）等に基づく申請、協議、報告及び通知に関する事 (24) 国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第27条第1項の規定による管理人の選任に関する事 (25) 国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定による債権の発生に関する通知及び同法施行令（昭和31年政令第337号）第12条の規	会計課

定による債権の異動に関する通知に関すること。 (26)消防関係法令の規定に基づく消防署長等に対する届出申請、通知及び協議に関すること。 (27)公用電話の架設等に関すること。	
(28)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（防整施第6939号。28.3.31。第2の4の規定による整備計画局長への入札・契約状況調書の送付に関すること。 (29)情報公開訓令第17条の規定による開示決定手続に関すること。ただし、建設工事に係る開示請求に関するものに限る。	契約課
(30)防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第16条の規定による広報活動の結果の防衛大臣への報告に関すること。	報道官

4 企画部長専決事項

専 決 事 項	所掌する課
(1)防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。以下「補助金等事務取扱規則」という。）第4条第1項の規定による内定通知に関すること。	地方調整課、周辺環境整備課、防音対策課、住宅防音第1課及び住宅防音第2課
(2)補助金等事務取扱規則第9条の規定による補助金等交付事務処理状況報告書及び補助金等執行状況報告書の防衛大臣への報告に関すること。 (3)補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による財産処分の承認に関すること（債権発生が伴うものを除く。）。	施設対策計画課、周辺環境整備課、防音対策課、住宅防音第1課及び住宅防音第2課
(4)飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第89号。以下「移転補償等実施訓令」という。）第19条の規定による所有権移転登記手続に関すること。 (5)移転補償等実施訓令第21条の規定による地方協力局長への支払報告に関すること。 (6)境界確定及び各種調査の立会依頼に関すること。 (7)租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)	防音対策課

第 1 7 条第 1 項第 3 号ホ及び第 2 2 条の 4 第 1 項第 3 号ホに規定する土地買取りの証明書の交付に関すること。 (8) 固定資産（土地）税の非課税措置に係る資料提出等に関すること。 (9) 建物等移転補償額及び土地買取評価額の鑑定評価依頼に関すること。 (10) 測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 2 6 条及び第 3 0 条並びに第 3 6 条の規定による国土地理院長への申請手続及び公共測量実施計画書の提出に関すること。 (11) 測量法第 4 0 条第 1 項の規定による国土地理院長への測量成果（写し）の送付に関すること。	
--	--

5 調達部長専決事項

専 決 事 項	所掌する課
(1) 工事設計図、仕様書、予定価格の基礎となる積算価格内訳明細書その他設計の根拠を示す書類の作成に関すること。	調達計画課、事業監理課、建築課、土木課、設備課及び装備課
(2) 建設工事に関する関係法令等の規定に基づく、関係地方自治体等に対する協議、申請、通知、報告、届出等の事務手続に関すること。 (3) 会計法第 2 9 条の 1 1 第 1 項及び第 2 項の規定による補助者の任命に係る事務に関すること。 (4) 情報公開訓令第 1 7 条の規定による開示決定手続に関すること。 (5) 情報公開法第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条の規定による開示請求者への開示決定等の期限の延長の通知に関すること。 (6) 工事監督の実施細目について（防整技第 7 1 6 5 号。2 8 . 3 . 3 1 。以下「工事監督実施細目通知」という。）第 3 条の規定による工事監督官の指名等の通知に関すること。 (7) 工事監督実施細目通知第 2 7 条の規定による請負代金部分払回数増加願書の契約担当官等への提出に関すること。 (8) 工事監督実施細目通知第 4 7 条の規定による発生材に係	調達計画課、事業監理課、建築課、土木課及び設備課

る事務に関すること。

- (9) 建設工事標準図等活用発注指針について（防整技第7394号。28.4.1）第4の規定による調査及び詳細図等の作成に係る事務に関すること。
- (10) 工事検査の実施細目について（防整技第7166号。28.3.31）第11条の規定による契約担当官等へ検査の報告に関すること。
- (11) 工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31。以下「工事実施細目通知」という。）第6条の規定による工事受注者の工事成績の考査、工事受注者への工事成績評定結果の通知及び公表に関すること。
- (12) 技術業務委託における受注者の業務成績評定について（防整技7185号。28.3.31）第7項による技術業務受注者の業務成績の考査、技術業務受注者への業務成績評定結果の通知及び公表に関すること。
- (13) 秘密に係る建設工事等の実施に関する実施細則について（防整施6847号。28.3.31）第21条による秘密に係る建設工事等の再委託等に係る事務に関すること。
- (14) 建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28.3.31）に規定する建設工事請負契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）第12条の規定による工事関係者に関する措置請求に係る事務に関すること。
- (15) 建設工事請負契約書第20条、第24条、第25条の規定による設計図書等の変更に係る事務に関すること。
- (16) 建設工事請負契約書第21条第1項から第3項の規定による工事の中止等に係る事務に関すること。
- (17) 建設工事請負契約書第26条の規定による賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に係る事務に関すること。
- (18) 建設工事請負契約書第30条第1項の規定による不可抗力による損害に係る事務に関すること。
- (19) 建設工事請負契約書第32条の規定による検査及び引渡しに係る事務に関すること。
- (20) 建設工事請負契約書第36条第4項の規定による中間前払金に係る認定請求に係る事務に関すること。

- (21) 建設工事請負契約書第39条の規定による部分払に係る事務に関する事。
- (22) 建設工事請負契約書第40条第1項により準用される、建設工事請負契約書第32条の規定による検査及び引渡しに係る事務に関する事。
- (23) 設計等技術業務委託契約書について（防整施第6934号。28. 3. 31）に規定する設計等技術業務委託契約書（以下「設計等技術業務委託契約書」という。）第10条第2項及び事業監理業務委託契約書について（防整施第6935号。28. 3. 31）に規定する事業監理業務委託契約書（以下「事業監理業務委託契約書」という。）第5条第2項の規定による再委託の承諾等に係る事務に関する事。
- (24) 設計等技術業務委託契約書第16条及び事業監理業務委託契約書第10条の規定による管理技術者等に対する措置請求に関する措置請求に係る事務に関する事。
- (25) 設計等技術業務委託契約書第23条、第28条、第29条及び事業監理業務委託契約書第14条、第15条、第19条、第20条の規定による設計図書等の変更に係る事務に関する事。
- (26) 設計等技術業務委託契約書第24条及び事業監理業務委託契約書第16条の規定による業務の中止等に係る事務に関する事。
- (27) 設計等技術業務委託契約書第35条及び事業監理業務委託契約書第25条の規定による検査及び引渡しに係る事務に関する事。
- (28) 設計等技術業務委託契約書第41条及び事業監理業務委託契約書第28条の規定による部分払に係る事務に関する事。
- (29) 設計等技術業務委託契約書第42条第1項により準用される同契約書第35条及び事業監理業務委託契約書第31条第1項により準用される同契約書第25条の規定による検査及び引渡しに係る事務に関する事。
- (30) 秘密に係る建設工事等における受注者に対する各種確認等の実施要領について（防整施14142号。28. 8. 5。以下「秘密工事实施要領」という）第1の規定による

特定資料及び特定図面等の複製等に係る事務に関すること。 (31) 秘密工事实施要領第2の規定による秘密保全施設への立入手続等に係る事務に関すること。 (32) 秘密工事实施要領第4第2項の規定による保全検査官の担当区分に係る事務に関すること。 (33) 秘密工事实施要領第5第3項の規定による保全検査官に係る事務に関すること。 (34) 秘密工事实施要領第5第5項の規定による解除の届出に係る事務に関すること。 (35) 秘密工事实施要領第5第6項の規定による共用に係る事務に関すること。 (36) 秘密工事实施要領第6第4項の規定による保全教育の実施状況の報告に係る事務に関すること。	
(37) 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。）第8条第3項の規定による工事实施計画書及び第10条第1項の規定による変更工事实施計画書の作成に関すること。 (38) 取得等訓令第28条第1項及び第2項の規定による防衛大臣への工事契約締結報告書の提出及び取得等要求機関の長へのその写しの送付に関すること。 (39) 取得等訓令第30条第1項の規定による整備計画局長への工事完成状況報告書の提出及び取得等要求機関の長へのその写しの送付に関すること。 (40) 取得等訓令第32条の規定による供用事務担当官から提出される工事完成前の施設の使用申請の受理、工事完成前の施設の使用についての協議・許可に関すること。 (41) 提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号）第6条第2項の規定による整備工事实施計画書及び第8条第1項の規定による整備工事変更実施計画書の作成に関すること (42) 工事实施細目通知第12条第1項及び第2項の規定による設計変更に係る事務に関すること。 (43) 提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号）第9条第1項の規定による	調達計画課

整備計画局長への整備工事契約締結・工事完成状況報告書の提出に関すること。	
(44) 装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号。以下「製造設備認定訓令」という。）第5条の規定による認定計画の協議に関すること。 (45) 製造設備認定訓令第15条の規定による認定後の注意等に関すること。 (46) 地方調達物品の監督及び検査等について各幕僚監部から各地方防衛局への依頼業務に関する基本協定（平成19年9月1日）に係る協議に関すること。 (47) 南関東防衛局における監督及び検査のための航空機の使用及び搭乗に関する達（平成21年達第13号）第2条第1項に基づく局長承認に関すること。 (48) 航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第12条の規定による報告に関すること。 (49) 南関東防衛局における中央調達等の事務の処理に関する達（平成27年南関東防衛局達第4号）第2条第3項及び第4項の規定による通知に関すること。 (50) 日米間の相互政府品質管理に関する訓令（令和5年防衛装備庁訓令第13号）第9条及び第11条第3項の規定による政府品質管理計画書及び政府品質管理終了報告書の送付に関すること。	装備課

6 管理部長専決事項

専 決 事 項	所掌する課
(1) 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号。以下「事故賠償省令」という。）第4条第2項の規定による損害賠償請求書の事故発生地管轄地方防衛局長への送付に関すること。 (2) 事故賠償省令第5条第1項の規定による現地合衆国軍隊の賠償担当官へ損害の補償請求を受けた旨の通知及び事故発生証明書の取付けに関すること。 (3) 事故賠償省令第5条第2項の規定による損害状況等報告書の作成及び防衛大臣への送付に関すること。 (4) 事故賠償省令第8条第2項の規定による支払報告書の作	業務課

成及び防衛大臣への送付に関する事。 (5) 事故賠償省令第11条の規定による公務外決定に伴う請求者への通知に関する事。 (6) 事故賠償省令第12条第1項及び第2項の規定による報告書等の作成及び防衛大臣への送付に関する事。 (7) 事故賠償省令第15条第2項の規定による防衛大臣への支払完了報告に関する事。 (8) 損害賠償請求書受理後における示談解決又は権利放棄等による解決済報告に関する事。 (9) 被害者等給付金支給細則（平成19年防衛省訓令第86号。以下「給付金支給細則」という。）第3条及び第4条の規定による給付金の請求及び審査等に関する事。 (10) 給付金支給細則第5条第2項及び第4項の規定による他の地方防衛局長への調査依頼及び協議に関する事。 (11) 給付金支給細則第9条第2項及び第3項の規定による防衛大臣への給付金請求書（写し）等の送付及び支払完了の報告に関する事。 (12) 旧賠償機器返還処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第94号。以下「旧賠償機器処理訓令」という。）第3条第1項の規定による旧賠償機器の所有者確認のため関係機関等への照会及び同条第2項の規定による駐留軍に対する調査依頼に関する事。 (13) 旧賠償機器処理訓令第4条及び第8条第2項の規定による所有者等への引渡通知並びに第5条の規定による駐留軍からの受領及び所有者への引渡しに関する事。 (14) 旧賠償機器処理訓令第7条の規定による保管に関する事。 (15) 旧賠償機器処理訓令第10条第1項に規定する処理状況報告書の作成及び地方協力局長への提出並びに同条第2項に規定する保管機器の同局長への報告に関する事。 (16) 駐留軍の施工する工事の調整に関する訓令（平成19年防衛省訓令第95号）第8条に規定する工事調整処理報告書の作成及び地方協力局長への提出に関する事。 (17) 施設発生物品等の処分に起因する債権発生 of 歳入徴収官への通知に関する事。	
(18) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13	施設補償第1課

条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第９０号。以下「損失補償処理訓令」という。）第４条の規定による損失補償調書等の防衛大臣への送付に関すること。

（１９）損失補償処理訓令第７条第２項の規定による地方協力局長への損失補償支払完了報告及び関係市町村長への通知に関すること。

（２０）特別損失補償の処理に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第６４号。以下「特別損失補償処理訓令」という。）第３条の規定による損失補償申請書副本の防衛大臣への送付に関すること。

（２１）特別損失補償処理訓令第８条第２項による防衛大臣への損失補償支払完了報告及び市町村長への通知に関すること。

（２２）駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７５号。以下「引渡し訓令」という。）第７条第５項の規定による無償同意書の受領権者からの取付けに関すること。

（２３）引渡し訓令第４１条第５項の規定による損失補償額又は利得求償額決定の再審査要求者への通知に関すること。

（２４）駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第６２号。以下「駐留軍漁業補償訓令」という。）第６条第１項の規定による権利者への漁業権等行使制限の通知に関すること。

（２５）駐留軍漁業補償訓令第７条の規定による権利者への漁業権等行使制限取消し又は変更解除の通知に関すること。

（２６）駐留軍漁業補償訓令第８条の規定による防衛大臣への制限状況報告に関すること。

（２７）駐留軍漁業補償訓令第１３条第６項の規定による再審査要求者への補償額決定通知に関すること。

（２８）駐留軍漁業補償訓令第１４条の規定による地方協力局長への漁業補償処理報告に関すること。

（２９）駐留軍漁業補償訓令第１６条の規定による都道府県知事への漁船の操業制限等通知に関すること。

（３０）駐留軍漁業補償訓令第１７条の規定による都道府県知

事への漁船の操業制限等取消し、変更又は解除通知に関する こと。 (3 1) 駐留軍漁業補償訓令第 1 8 条の規定による防衛大臣への 漁船の操業制限等状況報告に関すること。 (3 2) 駐留軍漁業補償訓令第 2 6 条の規定による地方協力局 長への補償金支払報告及び都道府県知事への通知に関する こと。 (3 3) 自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴 う損失補償に関する訓令(平成 1 9 年防衛省訓令第 6 3 号。 以下「自衛隊漁業補償訓令」という。) 第 1 0 条の規定に よる関係漁業者への漁船の操業制限等の通知及び関係知 事、関係市町村長への通知書(写し)の送付に関すること。 (3 4) 自衛隊漁業補償訓令第 1 1 条の規定による関係漁業者 への漁船の操業制限等の解除又は変更の通知及び関係知 事、関係市町村長への通知書(写し)の送付に関すること。 (3 5) 自衛隊漁業補償訓令第 1 5 条第 2 項の規定による関係 知事及び申請者への補償額決定通知書の送付に関するこ と。 (3 6) 自衛隊漁業補償訓令第 1 8 条の規定による異議申出人 に対する決定通知書の送付に関すること。 (3 7) 自衛隊漁業補償訓令第 2 0 条及び第 2 1 条の規定によ る関係漁業者への漁業権等の行使制限又は解除(変更)の 通知及び関係知事、関係市町村長への通知書(写し)の送 付に関すること。 (3 8) 自衛隊漁業補償訓令第 2 2 条の規定による関係漁業者 への損失補償申請書の提出依頼に関すること。 (3 9) 自衛隊漁業補償訓令第 2 4 条の規定による申請者への 損失補償額決定通知に関すること。 (4 0) 自衛隊漁業補償訓令第 2 5 条第 4 項の規定による再審 査要求者への補償額再審査決定通知に関すること。 (4 1) 自衛隊漁業補償訓令第 2 6 条第 1 項の規定による地方 協力局長への漁業補償処理報告及び関係知事への通知並び に第 2 項の規定による地方協力局長への漁業補償処理報告 に関すること。	
(4 2) 土地等中間補償の処理に関する訓令(平成 1 9 年防衛 省訓令第 1 0 1 号。以下「中間補償処理訓令」という。)	施設補償第 2 課

第3条の規定による所有者等への損害発生通知に関する こと。 (43) 中間補償処理訓令第10条第6項の規定による再審査 要求者への損失補償額決定通知に関すること。 (44) 中間補償処理訓令第11条の規定による補償台帳の作 成及び補償地域の図面の作成並びに標識等の設置に関する こと。	
(45) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条の規 定に基づく実地監査に関すること。 (46) 国有財産取扱規則第10条及び第11条の規定による 土地又は建物並びに土地及び建物以外の財産の取得に関す ること。 (47) 国有財産取扱規則第13条の規定による登記の嘱託に 関すること。 (48) 国有財産取扱規則第14条から第18条までの規定に よる所管換、種別替、所属替、用途変更並びに移築及び改 築に関すること。 (49) 国有財産取扱規則第19条から第21条までの規定に よる一時使用許可及び使用承認に関すること（以下この項 において会計課の所掌に属するものを除く。）。 (50) 国有財産取扱規則第22条の規定による用途廃止に関 すること。 (51) 国有財産取扱規則第25条の規定による譲与又は売払 い後の所轄財務局長等への通知に関すること。 (52) 国有財産取扱規則第27条の規定による所轄財務局長 等との協議に関すること。 (53) 国有財産取扱規則第28条の規定による一般の使用等 の許可の所轄財務局長等への通知に関すること。 (54) 国有財産取扱規則第29条の規定による防衛大臣への 報告に関すること。 (55) 国有財産取扱規則第31条の規定による財産の受領に 関すること。 (56) 国有財産取扱規則第32条第1項の規定による防衛大 臣への被害報告及び所轄財務局長等への通知に関するこ と。 (57) 国有財産取扱規則第33条の規定による国有財産の異	施設管理課

- 動に係る防衛大臣への報告に関すること。
- (58) 国有財産取扱規則第34条の規定による調査又は測量のための立入通知に関すること。
- (59) 国有財産取扱規則第35条第2項の規定による境界確定後の防衛大臣への報告に関すること。
- (60) 国有財産取扱規則第36条第1項の規定による台帳登録に関すること。
- (61) 国有財産取扱規則第42条から第44条までの規定による報告書及び調書の防衛大臣への送付に関すること。
- (62) 国有財産取扱規則第45条の規定による報告書の防衛大臣への送付に関すること。
- (63) 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号。以下「取扱訓令」という。）第6条第1項の規定による国有財産供用通知書の供用事務担当官への送付に関すること。
- (64) 取扱訓令第7条第3項及び第4項の規定による国有財産仮供用の仮供用事務担当官との協議及び通知書の送付に関すること。
- (65) 取扱訓令第8条第2項の規定による国有財産供用廃止通知書の供用事務担当官への送付に関すること。
- (66) 取扱訓令第14条第3項の規定による飛行場の使用許可後の所轄財務局長等への通知及び防衛大臣への報告に関すること。
- (67) 取扱訓令第17条の規定による発生材又は用途廃止した国有財産の供用事務担当官への処分の依頼に関すること。
- (68) 防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令（平成19年防衛省訓令第78号。以下「普通財産取扱訓令」という。）第9条の規定による普通財産の所轄財務局長への引継ぎに関すること。
- (69) 普通財産取扱訓令第10条の規定による引継不適当財産の事由消滅による所轄財務局長への引継ぎに関すること。
- (70) 普通財産取扱訓令第14条の規定による他の各省各庁使用の防衛大臣への使用承認申請に関すること。
- (71) 普通財産取扱訓令第15条の規定による部局間使用の

- 地方協力局長への使用承認申請に関すること。
- (72) 普通財産取扱訓令第19条の規定による増減又は異動の防衛事務所長への通知に関すること。
- (73) 普通財産取扱訓令第23条の規定による修繕又は模様替による異動の所轄財務局長への通知に関すること。
- (74) 普通財産取扱訓令第25条の規定による普通財産取得報告書の防衛大臣への送付に関すること。
- (75) 普通財産取扱訓令第26条の規定に基づく引継不適当財産取得通知書による所轄財務局長への通知に関すること。
- (76) 普通財産取扱訓令第27条の規定による国有財産増減及び現在額報告書等の審査資料の地方協力局長への送付に関すること。
- (77) 普通財産取扱訓令第29条の規定による普通財産処分通知書の所轄財務局長への送付及び普通財産処分報告書の防衛大臣への送付に関すること。
- (78) 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号。以下「交付金法」という。）第7条に規定する台帳価格の市町村長への通知に関すること。
- (79) 交付金法第8条に規定する台帳価格の修正についての市町村長への通知に関すること。
- (80) 交付金法第9条に規定する台帳価格の市町村長への通知に関すること。
- (81) 特別会計所属の国有財産の使用承認申請に関すること。
- (82) 立木調査委託事業の事業計画の承認に関すること。
- (83) 下水道事業受益者負担金に伴う受益者申告書及び受益者負担減免申請に関すること。
- (84) 取得等訓令第27条の規定による供用事務担当官に対する供用に関すること。
- (85) 行政財産等の使用料等の算定に係る不動産鑑定士の鑑定使用料等及び民間精通者の意見価格等の取付に関すること。
- (86) 測量法に基づく関係官公署等に対する提出、依頼等に関すること。
- (87) 施設及び区域の駐留軍の使用に係る財産受渡書に関す

ること。

(88)施設及び区域の一時使用許可及び使用承認に関する
こと。

(89)提供解除財産に関する官報告示手続に関すること。

(90)在日不動産返還書への署名（全部返還を除く。）及び
送付に関すること。

(91)国有財産が返還された場合の当該財産所有者への返還
通知及び国有財産現場授受・確認書の取り交わしに関する
こと。

(92)国有財産が返還された場合の使用等に関すること。

(93)引渡し訓令第6条第1項、第5項及び第7項の規定に
よる財産引渡通知書等の受領権者への送付又は通知に関す
ること。

(94)引渡し訓令第6条第2項の規定による受領権者の住所
等が不明な場合の公告に関すること。

(95)引渡し訓令第7条第2項及び第4項の規定による返還
財産引渡調書等の受領権者への交付に関すること。

(96)引渡し訓令第10条第3項の規定による引渡しに係る
財産の判定のための受領権者からの意見徴収及び関係行政
機関との協議に関すること。

(97)引渡し訓令第14条第1項及び第15条第1項の規定
による国有財産の利用あっせん公告及び所轄財務局長への
利用あっせんに関すること。

(98)引渡し訓令第16条ただし書及び第17条の規定によ
る地方協力局長への協議に関すること。

(99)引渡し訓令第18条の規定に基づく国有財産利用あっ
せん報告書による地方協力局長への報告に関すること。

(100)引渡し訓令第24条第2項の規定による入札状況報
告書、財産売買契約書（写し）等の地方協力局長への提出
に関すること。

(101)引渡し訓令第31条の規定による工事完成報告書等
の地方協力局長への提出に関すること。

(102)提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事
務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第132
号。以下「管理工事訓令」という。）第10条の規定によ
る地方協力局長への工事契約締結報告書の提出及び整備計

画局長へのその写しの送付に関する事。 (103)管理工事訓令第11条の規定による地方協力局長への工事完成状況報告書の提出に関する事。 (104)管理工事訓令第17条の規定による地方協力局長への工事契約締結報告書の提出に関する事。 (105)管理工事訓令第18条の規定による地方協力局長への工事完成状況報告書の提出に関する事。 (106)管理工事等に関する関係法令等の規定に基づく、関係官公署等に対する協議、申請、通知、報告、届出等の事務手続に関する事。 (107)在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の使用承認申請・条件承諾書等に関する事。 (108)在日米軍施設の共同使用に係る手続きに関する事。 (109)接收不動産解除に関する公告に関する事。 (110)自衛隊、駐留軍施設の境界確定及び各種調査に伴う関係官公署等との申請、依頼、送付等に関する事。 (111)自衛隊、駐留軍施設の境界確定に伴う土地所有者等との立会依頼、協議書への押印、送付等に関する事。 (112)公共の用に供されている財産の占用等協議の申請に関する事。	
(113)駐留軍の用に供する土地等の買収等の手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第98号。以下「土地等買収訓令」という。）第4条の規定による所有者等への買収予定通知及び土地等売渡同意書の徴収に関する事。 (114)土地等買収訓令第5条の規定による土地等買収調書の作成に関する事。 (115)土地等買収訓令第7条の規定による所有者等への使用通知に関する事。 (116)土地等買収訓令第10条第1項の規定による所有権登記の嘱託に関する事。 (117)駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第76号。以下「賃借等処理訓令」という。）第8条の規定による所有者及び関係人への土地等使用廃止等の通知に関する事。 (118)賃借等処理訓令第21条第3項の規定による土地等	施設取得課

の所有者等への工事代行承認の通知に関すること。 (119)賃借等処理訓令第22条第2項の規定による土地等の所有者等への移転代行承認の通知に関すること。 (120)賃借等処理訓令第23条第2項の規定による土地等の所有者等への宅地造成承認の通知に関すること。 (121)賃借等処理訓令第50条の規定による財産使用確認書及び見込書の作成並びに関係書類の支出官への送付に関すること（施設補償第1課において同じ。）。 (122)賃借等処理訓令第55条の規定による賃（転）貸人への賃借契約期間更新の依頼及び同意取付けに関すること（施設補償第1課において同じ。）。 (123)土地等買収及び借料に係る不動産鑑定評価の依頼に関すること。 (124)駐留軍の用に供する土地の地役権等の設定等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第100号）第3条第1項の規定による所有者への地役権設定の申入れ及び同意の取付けに関すること。 (125)租税特別措置法施行規則第14条第5項第5号及び第5号の5に規定する証明書に係る協議及び交付に関すること。 (126)賃貸借契約に起因する債権発生 of 歳入徴収官への通知に関すること。 (127)行政財産等の使用許可申請に関すること。 (128)国有財産法第14条第1項の規定による土地又は建物を取得する際の財務局長等への協議に関すること（ただし、局長指定事案を除く。）。 (129)測量法第26条及び第30条並びに第36条の規定による国土地理院長への申請手続及び公共測量実施計画書の提出に関すること。 (130)測量法第40条第1項の規定による国土地理院長への測量成果（写し）の送付に関すること。	
--	--

別記様式（第 5 条関係）

発 簡 番 号
発簡年月日

南関東防衛局長 殿
（総務部長気付）

発 簡 者 名

代決者の指定について（通知）

標記について、南関東防衛局における専決及び代決に関する達（平成 1 9 年南関東防衛局達第 2 4 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

代決者（役職）	代 決 の 範 囲
特記事項	